

大規模な土地取引には
届け出が必要

国土利用計画法は、土地の投機的な取引や地価の高騰を抑制するとともに、無秩序な土地利用などを防止するため、大規模な土地取引について届け出制を設けています。

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

●一定面積以上の土地とは

・都市計画区域内／5,000㎡以上
・都市計画区域外／1万㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計面積が右記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届け出が必要です。

●土地売買などの契約／売買、交換、

共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権などの譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡など

※これらの取引の予約である場合も含みます。

●その他

※届け出は土地の取得権利者（買主など）が行います。

※契約した日を含めて2週間以内に届け出てください。

※届け出が不要な場合もあるので、契約前にご相談ください。

☎吉備庁舎建設課

メジロの捕獲は原則禁止です

メジロの捕獲は平成24年4月から原則禁止となっています。

既に飼養登録されているメジロは引き続き飼養できます。また、野外で野鳥を観察できない高齢者などは、捕獲が許可される場合があります。

☎有田振興局健康福祉部（湯浅保険所）衛生環境課 ☎64・12093

4月の献血

●4月6日（金）

・有田川町消防本部吉備金屋消防署 9時30分～11時30分
・株式会社松源吉備店 13時～16時30分

☎金屋庁舎健康推進課

編集後記

先月号で「広報コンクール組み写真の部で県内1位になりました！」と、お伝えした続きです。

受賞したのは平成29年4月号16,17頁。城西小学校の休校を取り上げた記事です！

実は休校式当日まで、組み写真（いくつかの写真を組み合わせて記事とするもの）をする予定はなかったんです。そんな中、当日休校式に写真を撮りに行ったとき、そのときのPTA会長さんのお話に涙。急いで構成を変え、作った記事でした。

この春には白馬中学校が休校になります。学校と地域の関係性、地域の現状について、少しでも考えてもらえたら幸いです。

（毎年涙もろくなっていく 西岡紗希）

広報ありだがわ平成30年2月号（146号）について補足、お詫びと訂正

9頁表中の「半栽培」とは、放置的な栽培、野生植物の移植、野生植物への手入れ、いわゆる里山植物などを表す概念のことです。品種改良によってつくられた栽培食物の計画的な栽培（農耕）と、完全野生植物の採集の中間領域を占める活動全般を指します。イタドリ、ヒメコウゾ、ワラビ、ゼンマイ、薬草、シキミなど。

9頁表中「世界で唯一の純林」コウヤマキ植物群落保護林」としましたが、正しくは「世界で唯一のコウヤマキの純林」コウヤマキ植物群落保護林」です。ここに訂正してお詫び申し上げます。

広報ありだがわ平成30年3月号（147号）についてお詫びと訂正

5頁「日本での感染症」の項目において、「日本での狂犬病は減少、昭和31年以降は発生していません」としましたが、正しくは「狂犬病は減少、昭和31年を最後に、日本国内での発生はありません」です。ここに訂正してお詫び申し上げます。